

# 福祉用具を購入する場合

要支援・要介護認定を受けた在宅の方が、県の指定を受けた特定福祉用具販売事業所から、入浴や排せつに用いる福祉用具等の一定のもの（特定福祉用具）を購入した場合に償還払いで支給されます。

◆給付額・・・実際の購入費の7割～9割相当額です。

※支給限度基準額は、同一年度で10万円です。また、同一年度で1種目1回に限ります。

※同一の例外・・・破損や介護の必要程度が著しく高くなった等の特別の事情がある時は、同一種目を購入することができます。

◆福祉用具購入費の対象用具（特定福祉用具）

種 目	機能又は構造等
腰掛便座	①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。 （腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む） ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの。 ③電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの。 ④便座、パケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるもの）
自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レター・チューブ・タワ等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等または介護を行う者が容易に交換できるもの（専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用ソックス等の関連製品は除く）
入浴補助用具	①入浴用椅子（座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するもの。） ②浴槽用手すり（浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの） ③浴槽内椅子（浴槽内に置いて利用できるもの） ④入浴台（浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にできるもの） ⑤浴室内すのこ（浴室内に置いて浴槽の床の段差の解消を図るもの） ⑥浴槽内すのこ（浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの） ⑦入浴用介助ベルト（居宅要介護者等の身体に直接まきつけて使用するもので、浴槽への出入り等を容易に介助できるもの）
簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもの（硬質の材質であっても使用しない時に立てかけること等により収納できるものを含み居室において必要があれば入浴が可能なもの）で、取水または排水のために工事を伴わないもの
移動用リフトのつり具部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

◆申請方法と添付書類

購入後の申請となります

- ・申請書（種目・商品名・製造事業者名・販売事業者名および必要とする理由を記載）
- ・領収書（購入費用・購入年月日がわかるもの）
- ・パンフレット等の特定福祉用具の概要がわかるもの

不明な点は、役場保健福祉課 介護担当へお問い合わせください。

TEL 0248(52)2174



